

ソーシャルワーク実践における価値の統合的思考の意義

—デュッセルドルフ市における高齢者総合相談・ 活動拠点事業とアドボケイト実践に関する事例研究—

黒木邦弘

要 約

本論では、ソーシャルワーク専門職の特徴である価値に着目し、平塚良子によって類型化されたソーシャルワークの諸価値を手がかりに、価値の統合的思考の意義を考察した。具体的には、ドイツの6福祉団体及びデュッセルドルフ市による高齢者総合相談・活動拠点事業ツェントルムプラス事業、そして同事業に関わる福祉団体のソーシャルワーカーによる認知症高齢者への危機介入実践を事例研究した。

結果、ドイツの福祉団体とソーシャルワーカーは、外在的文化的価値体系と内在的価値体系といったソーシャルワークを構成する二つの価値体系のパラレルな関係の要であることがわかった。まず、外在的文化的価値体系に関して、サービス機関として集合的に機能する集団的価値は、福祉団体の法律上の優先性から制度全体の方向性、すなわち社会的価値に影響する。

一方、内在的価値体系に関して、ソーシャルワーカーは専門職として個人の尊厳など福祉価値を中核にしつつ、その実現にむけて主体性の尊重など目的的手段的とされる専門職業の価値を関連づけ、実践を行へ化する。

事例では、デュッセルドルフ市のツェントルムプラス事業の鍵概念「社会的コンタクト」の実現を目指し、ソーシャルワーカーは高齢者の主体性の涵養と主体性の尊重を重視している。また、事業利用者であった高齢女性の社会関係に意味を見出し、ボランティアや住民が認知症発症後の危機的状況に関与する実践を行った。ソーシャルワーカーは本事例を通じて、今後の認知症高齢者施策について所属する福祉団体や行政に提起する必要性を認識している。

以上のことから価値の統合的思考の意義は、社会福祉を担う組織・機関の互いの利害を超えた制度・政策の責任の分有、及び福祉価値の実現を目指した実践に基づく個人及び地域に有益な制度・政策の提起といった内省を伴う実践と制度・政策の俯瞰的な認識にある。

はじめに

日本で認知症の人は、認知症有病者と「MCI (Mild Cognitive Impairment: 軽度認知障害)」の人を合わせると 2025 年には 700 万人を超えると推計される。実に、65 歳以上高齢者の 5 人に 1 人を超える割合である。

こういった認知症の人のアドボカシーに資する制度が成年後見制度（成年後見・補佐・補助・任意後見）である。しかし、制度利用者数は 17 万人あまりにとどまっている。権利擁護を目的にした制度と制度の利用の一体的推進が一層もとめられる¹⁾。

一方、介護保険制度を利用している認知症高齢者は 280 万人と推計される。この実態は、アドボカシーに直接かかわる制度だけでなく、日々の暮らしを支える介護保険制度にかかわる専門職によるアドボカシーの重要性を示している。さらに近年、介護保険施設のうち、社会福祉法人には「地域における公益的な活動」（以下、地域公益活動と略す）を求める議論が活発化している²⁾。これは、社会福祉法人の非営利性に着目し、制度や市場原理では満たされないニーズへの対応を求めるもので、アドボカシーの展開の希求といえる。

こういった制度や市場原理で満たされないニーズは、いうまでもなく制度利用を前提とした対象認識では捉えきれない。介護保険制度に関わる専門職には、顕在化しているニーズの対象認識に加えて、潜在化しているクライエント層のアドボカシーを地域公益活動と関連づけ、意味づける価値重視の論理的思考が求められる。

しかし、価値重視の論理的思考を専門職の認識にとどめていては根本的な解決にならない。そこで、地域公益活動を契機に地域住民や行政に働きかけ、アドボカシーに資する社会資源の開発、制度・政策化を図るなど継続性のある事業への発展が求められる。

こういったアドボカシーに資する価値重視の専門職の論理的思考は、個を対象とするミクロ実践を展開しながら、組織やコミュニティを対象とするメゾ、マクロ実践を指向するソーシャルワーク実践の視点と一致する。ソーシャルワーク実践では、一個の事例を価値重視の視点で対象として認識し、専門職と住民やボランティアなどの非専門職の協働を通じて価値の共有化を図り、予見される第二・第三の事例のための制度・政策化に資する価値の提起が期待される。本論では、こういった思考過程をソーシャルワーク実践における価値の統合的思考と仮説的に設定し、以下のように論をすすめる。

なお、本論では、価値重視のソーシャルワーク実践のモデルとして、ドイツの社会福祉システムに着目する。具体的には、ドイツ地方都市の高齢者総合相談・活動拠点事業を担う福祉団体の取り組み、及び単身の認知症高齢者へのソーシャルワーク実践を現地調査に基づき考察した。

1) 「成年後見関係事件の概況、平成 25 年 1 月から 12 月」最高裁判所事務総局家庭局、11.

2) 報告書「社会福祉法人制度の在り方について」社会福祉法人の在り方等に関する検討会、平成 26 年 7 月 4 日より。

1. 研究目的

本論の目的は、ソーシャルワークにおける価値概念を検討し、ドイツの社会福祉システムをモデルに、実践と制度・政策を俯瞰する価値の統合的思考の意義を考察することにある。具体的には、ソーシャルワーカーが、多様な価値を内在する政策概念「社会的コンタクト」のもと、高齢者総合相談・活動拠点事業に関わり、同事業利用者であった一人の認知症高齢者へのアドボカシーを経て、同事業の新たな展開に資する活動に至った過程を取り上げる。

2. 研究方法と倫理的配慮

(1) 研究方法

本研究では、平塚良子（2004）の価値の類型化と価値の研究方法上の視点を参考にしている。なお、詳細は次節にて述べる。次に、現地調査の手続きだが、ドイツの地方都市デュッセルドルフ市の高齢者総合相談・活動拠点事業「ツェントルム・プラス（Zentrum Plus）」（以下、ZP 事業と略記）を取り上げ、福祉団体の一つであるディアコニー・デュッセルドルフに研究協力を依頼した。現地調査³⁾では、ソーシャルワーカーへのインタビュー調査（ZP 事業に関する概要、ZP 事業利用者のソーシャルワーク実践事例の提供、その他関連項目）、事業に関する資料収集を実施した。

(2) 倫理的配慮

本研究では、ソーシャルワーカーに対して以下のように倫理的配慮の申し入れと記述上の配慮を行った。

① プロジェクト全体の事前説明：

現地インタビュー調査の冒頭、研究プロジェクト全体の目的を説明し、インタビュー内容をデータとして用いることの了解を得た。また、IC レコーダーを用いたインタビュー内容の録音について承諾を得た後、インタビュー調査を実施した。

② 事例に関するインタビュー調査の事前説明：

事例の公表に際して、仮名によって匿名性を確保することを口頭で説明し、データの使用について了解を得た。

③ 調査結果の公表に関する最終確認：

インタビュー調査結果の公表に際して、事業内容や事例内容の事実関係を確認するための追加的

3) なお、本論文で主に用いる調査データは、2013 年 8 月・9 月、2014 年 3 月・8 月・9 月に現地調査を実施して収集したものである。

な現地調査を実施した。その際、事例を含む調査結果の公表について最終確認を行い、承諾を得ている。

なお、インタビュー時の音声データ及び逐語録化した記録データは、USB等の記録媒体を用いて管理し、USB等は鍵をかけて保管した。

3. ソーシャルワークにおける価値の重要性と類型化

(1) ソーシャルワークにおける価値の重要性と課題

1950年代以降、ソーシャルワーク研究では、ソーシャルワーク実践を構成する要素の一つが価値であるとの認識に至っている。価値は、知識と共に他の専門職と異なるソーシャルワークの独自性を決定づける特色といわれる。例えば、W.Gordonを引用しながら岡村重夫は、「目的は価値に規定され、技術は知識に規定されるから、結局は知識と価値で持って専門的介入を特色づける」と述べている(岡村 1968:4)。また、ジョンソンとヤンカは、知識と価値がしばしば混同されるとし、両者の区別を重視し、さらに価値を類型化している。それは、人間の尊厳、正義などの価値を含む最も抽象的で合意がえられやすい「究極的価値(ultimate values)」、中絶を要求する権利など望まれる目的に対して個別的な「近似的価値(proximate values)」、自己決定や秘密保持など目的に対して望まれる手段を規定する、いわば行為の様式とされる「道具体的価値(instrumental values)」である(L.C.ジョンソン&S.J.ヤンカ 2004:56-73)。

一方、日本の戦後社会福祉を振り返ると、措置制度による執行過程と利用者本位による福祉運用の基本原理は価値に関して内部矛盾を抱えてきた(岡本 1997:54-55)。こういった価値を巡る矛盾した状況の中で、岡本民夫は「社会福祉実践の科学化」概念を提起し、通常科学の仕方や思考の枠組みでは捉えきれない社会福祉事象の多発に対して、実践の経験、知見、臨床体験等々を系統立て科学的に集積していく方法の開発の必要性を訴える(岡本 1997:62)。一方、平塚は価値と科学の関係の合いいいれない面を指摘する。それは、価値の重要性の指摘にもかかわらず、価値は価値判断排除の面から科学的でないとされたり、人権尊重や反人権を差し替え用語に価値を論ずること自体が排除されたり、看過されてきた、というものである(平塚 2004:72-73)。近年では、「住み慣れた地域で暮らし続ける」など政策的、実践的に何を目指すのかが、わかりやすい用語で説明される。それでも政策や実践の実行段階では、知識と価値が論理的に結び付かず、理念的に価値を共有するにとどまってしまうことも少なくない。

以上のことから、日本では、政策の目的、サービス機関の目的、専門職の目的、そしてサービス利用者の主体性など価値の問題が整合性をもたないまま政策と実践が進行している課題が考えられる。こういった現況の打開にむけて、ソーシャルワーカーには、ニーズの認識と価値とが乖離なく同時一体的に認識され、行為化する論理的思考が求められる。

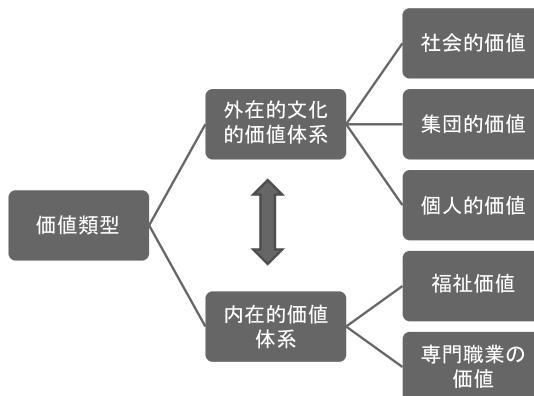
(2) 先行研究にみる価値の類型化

本節では、ソーシャルワークの価値に関する先行研究をふまえ、価値を類型的に捉えることで、特徴をおさえておく。平塚良子は、ソーシャルワーク実践の科学化と価値の関係に注目した研究者の一人である。その特徴の一つは、ソーシャルワークに影響を及ぼす価値の類型化と体系の明示にある。具体的には、以下のように説明し、大別している。

「(筆者、前略) 福祉がその内部に擁する本質的な理念的価値とこの価値を基盤とする原理・原則的な価値とで構成される価値体系が内在的価値体系である。他方、外在的文化的価値体系は、内発的な価値を基盤とする福祉専門職の援助行為全体に外部から影響を与える位置にある。それは本質的な理念的価値の実現をはかる一連の実践過程のなかで機能する理想的な内在価値体系に対して影響を与える、あるいは影響を受けることもある価値である。」（平塚 2004：81）

図1には、平塚の価値の類型の全体を示し、大別された価値体系を下位に構成する価値概念を示している⁴⁾（平塚 2004：77-94）。

図1 価値の類型



出所：平塚良子（2002）「社会福祉援助活動の価値」米本秀仁・平塚良子・川延宗之・牧野田恵美子編『社会福祉援助技術論（上）』建帛社、p.163 の一部を筆者が抜粋。

4) 平塚良子の価値の基本類型を構成する諸価値群の要点は以下のとおりである。

- 内在的価値体系
 - ・福祉価値：人間福祉の根本的な理念を中心とした価値
 - ・専門職業の価値：福祉価値が濾過された目的的手段的価値
- 外在的文化的価値体系
 - ・社会的価値：社会全体において人間福祉に関する価値意識にもとづき社会福祉をはじめとするヒューマン・サービス制度全体の基本的なあり方を方向づけ決定する価値
 - ・集団的価値：人間福祉界を中心に保有され、集合的に機能する価値（人間福祉機関・施設・団体・諸組織の価値を含む）
 - ・個人的価値：利用者個々人、福祉関係者、ソーシャルワーカー個々人の社会文化的な諸経験、生活史の中で各個人が内面化してきた行為の選択基準として保有されている個人に帰属する価値

また、平塚は価値体系を下位に構成する価値概念のうち、ソーシャルワーク実践に直接関係する「専門職業の価値」を次のように説明している。

「社会的価値や集団的価値、他の価値に規定されながら、またクライエントや自らの個人的価値にも時には影響を受けながらも、あくまで利用者サイドにたった福祉価値の実現をはかろうとする価値」
(平塚 2004:87)

つまり、ソーシャルワーク実践は、制度全体の基本的なあり方に影響を与える社会的価値、所属組織等の理念・方針等の集団的価値、さらに当事者及び家族、ソーシャルワーカー自身に内面化された個人的価値の影響をうけながら、福祉価値の実現を目指して専門職として目的的手段的な価値を統合して行為化することを意味する。ただ、こういった価値の統合的思考を伴う行為化は、制度や組織、個人のそれまでの価値といった外在的文化的価値体系の影響を受けるだけではない。むしろ、ソーシャルワーク実践が目指すのは、外在的文化的価値体系に影響を与えることである。

外在的文化的価値体系に関連してドイツの福祉団体は、組織として制度・政策に圧倒的な影響力を与える存在であり、価値重視の統合的思考の考察の手がかりになる。特に、福祉団体のソーシャルワーカーの存在は大きい。以下に詳述するように、ソーシャルワーカーは、福祉団体に関する集団的価値の媒介者で、制度・政策化にむけて社会的価値の形成に寄与する存在といえる。

4. ドイツの社会福祉システムと 6 福祉団体

ドイツの社会福祉システムの歴史的特徴に関連して、倉田は「労働組合や使用者団体、医師集団や福祉施設の団体といったさまざまな中間団体が多元的かつ分権的に形成ないし運営し、これらの関係団体による自治が機能不全に陥ったときにはじめて国家が積極的に介入する歴史を歩んできた」と述べる(倉田 2000:46-47)。

社会福祉分野の中間団体が、図2に示した6つの福祉団体である。その事業規模は、職員を数千人

図2 ドイツを代表する6福祉団体

- ・プロテstant系のディアコニア事業団（以下、ディアコニー）
- ・カトリック系のドイツ・カリタス福祉連盟
- ・SPD系の労働福祉団（AWO）
- ・ドイツ・パリテティッシュ福祉事業団
- ・ドイツ赤十字社
- ・ユダヤ人中央福祉機関

出典：岡崎仁史、仲村優一・一番ヶ瀬康子編(2000)『世界の社会福祉8
ードイツ・オランダ』旬報社、196.

かかるなど地域経済を担う主要企業に匹敵するほどである⁵⁾（岡崎 2000：198-199）。

また、6 福祉団体は、法律上も優先性及び自主・独立性が尊重されている。このことについて、本沢は以下のように述べている。

「地方自治体に対する福祉サービス分野での優先性および自主・独立性の尊重が明文で規定され、法律上明確に保障されている。こうした福祉サービス分野における 6 福祉団体の自主・独立性は、地方自治体の福祉行政段階ばかりでなく、国や州の立法段階においても尊重されており、福祉サービスに関する法律の制定や改正にあたっては、6 福祉団体の意見を必ず聴取しなければならないことになっている。6 福祉団体の自主・独立性の尊重は、行政から独立した形で独自の福祉サービスを提供する地位を確立してきたのである。」（本沢 1996：24-25）

つまり、6 福祉団体という中間団体自体は、法律上も介護保障政策に影響を与える団体であり、制度・政策の制定や改正を通じてアドホケイトに資する組織である。そういった意味でドイツの社会福祉システムは、6 福祉団体という中間団体を媒介に、実践から制度・政策へ、制度・政策から実践へと螺旋状に進展する特徴を有する。以下に述べるドイツの事例は、こういったドイツの社会福祉システムの基盤の上にあることをおさえておきたい。

5. 「社会的コンタクト」概念と高齢者総合相談・活動拠点ツェントルムプラス事業

デュッセルドルフ市は、人口約 60 万人の地方都市でドイツ・ノルトラインヴェストファーレン州の州都である。なお、60 歳以上の高齢化率は 25 % である。

デュッセルドルフ市（以下、D 市と略記）が「社会的コンタクト」（Soziale Kontakte）概念を用いて、D 市内 10 行政区に設置している高齢者総合相談・活動拠点 Zentrum plus: ツェントルムプラス（以下、ZP 事業と略記）事業を紹介する。

（1）「社会的コンタクト」概念の多義的な意味

まず、ZP 事業で提起された「社会的コンタクト」（Soziale Kontakte）概念について、「sozial」と「kontakt」のそれぞれのドイツ語の意味を『独和大辞典』（(1985) [第二版] 小学館）を参考に検討し、さらに先行研究をふまえて概念の意味するところを述べる。

5) 岡崎は、6 つの福祉団体の一つであるドイツ・カリタス福祉連盟を取り上げ、ドイツの代表的な企業に次ぐ職員数を抱える規模と紹介する。岡崎仁史、仲村優一・一番ヶ瀬康子編（2000）『世界の社会福祉 8 ドイツ・オランダ』旬報社、195-210.

- ・「sozial」の意味
 - 1 社会（上）の、社会的な
 - 2 社会福祉の、福祉に役立つ、社会奉仕の（精神に富んだ）、社会連帯感の強い
 - 3 社会生活を営む（能力のある）
- ・「kontakt」の意味
 - 1 「接触、連絡；連係；（個人的な）つながり」

まず、ドイツ語の「sozial」の意味には、「社会的な」はもちろん、「社会福祉の」、さらに「社会連帯感の強い」といった、より広義の理念的な意味を含んでいる。また、臼井の見解をかりれば、「sozial」は社会政策との関連で価値指向的な意味を強く含み込んでいる⁶⁾（臼井 2000：61–77）。

そのほか豊田は、「sozial」の日本語の文脈への入りにくさを次のように指摘している（豊田 2011：50–61）。それは、社会保険制度の歴史⁷⁾と基本特性⁸⁾に關係しており、「ドイツでの社会的自治による運営と日本での厚労省主導、いわば「国家保険」の運営との対比である」と違いを述べる。このことは、政策における「社会的な」意味の欠落、制度・政策の主体の違いという問題を提起している。

以上のように、「社会的コンタクト」は、「sozial」に含まれる社会福祉との関係が深い概念に、「kontakt」を加えた目的的手段的な価値指向性が高い概念と考えられる。具体的には、ZP事業の特徴をふまえ、次のような多義的な意味が考えられる。

まずは、高齢者と社会とのつながりという理念的な意味である⁹⁾。次に、高齢者とボランティアの関わりである。これは高齢者のZP事業への主体的な関与と、高齢者ボランティアによる要援護高齢者のアドボカシーといった意味を含んでいる。そして、高齢者とソーシャルワーカーとのつながりである。これは、高齢者ボランティアなど非専門職とソーシャルワーカーなど専門職との協働という意

6) 臼井英之は、ドイツにおける社会政策と価値との関係を詳しくまとめている。その要点を以下のとおり引用する。

日本の社会政策という語の歴史は、ドイツ語のゾツィアールポリティークという語とその内容が移入された。ただ、日本では、後に経済学的観点を強調した労働問題への社会政策論が登場する（p.61）。

一方、現在のドイツの社会政策では、共有されるべき「理念」、それを実現するための「連帶」の思想と組織、個人から国家にいたるまでの「自助」およびさまざまな団体をとおしての「助け合い」のシステムである。これらは、社会政策の目標、政策の担い手なしし主体に深くかかわる問題である（p.73）。

その上で、社会政策は、前提におかれる価値規範の達成を目標とする。特に「ゾツィアール」という部分には、価値指向的な意味が強く含まれていることになるであろう（p.73）。

7) 豊田は、「ビスマルクが社会保険制度による労働者「保護」、という社会政策を国家主導で築き、社会運動の抑制をねらっていた。他方、労働組合は相互扶助の制度を拡充しながら、労働組合の連帶による「自立」を強化しようとしていた。」（豊田：p.49–55）と述べる。

8) 豊田は、「ドイツの社会保険について、社会保険料の労使折半は、双方の代表を選挙で選出し、その代議員で社会保険制度を運営する。つまり、それが「社会的自治」方式と呼ばれ、ドイツでの社会的自治による介護保険制度の運営と日本での厚生労働省主導の「国家保険」の運営との対比である」と述べる（豊田：p.49–55）。

9) この理念的な意味について、ドイツ社会政策の原理である「連帶性原理」と「補完性原理」が参考になる。特に、ランペルトを引用した臼井の見解を参考にした（p.74）

味を含んでいる。以上のように、「社会的コンタクト」は、多義的であるがゆえに専門職か否かをこえて価値の共有化に結びつく概念といえる。

(2) 高齢者総合相談・活動拠点ツェントルムプラス事業の特徴

1) ツェントルムプラス (ZP) 事業の目的と機能

ZP 事業の特徴の一つが目的にあらわれている。ZP 事業の目的は、「ふれあいと相談、教養と文化、各種サービス情報の提供、スポーツ、自由時間、ボランティアとネットワーク」と多様である。その機能は、デュッセルドルフ市の ZP 事業の関係資料¹⁰⁾に明記されるように高齢者向け総合相談と活動拠点に大別できる。

総合相談：「個人または本人の高齢期における生活の調和のためのあらゆる問題にアドバイスをする」
活動拠点：「新たな社会とのコンタクト（接点）を作り、劇場鑑賞やパソコン・コースなど多くの自由な時間、健康的で、文化的で、そして教養を提供する」

総合相談機能では、ZP 事業に配置されるソーシャルワーカーが中心的な役割を担う。ソーシャルワーカーは、就労中心の生活から年金生活への円滑な移行、さらに要支援状態から要介護状態まで高齢者の生活に長期的に関わることになる。高齢者は、ZP 事業のソーシャルワーカーと出会うことで、高齢期に遭遇する生活上の危機的状況を共に考えるパートナーをえることになり、潜在化しがちなニーズに早期に対応できる。

活動拠点機能の主体は高齢者自身である。高齢者は、多様なプログラムに参加するだけでなく、運営にもかかわる。一方、ソーシャルワーカーの役割は、地域特性をふまえ、実態に即したプログラムや今後の地域の生活問題を予見したプログラムを提案する。こういったソーシャルワーカーによるプログラム提案には、顕在化しているが制度化されていないケースへのアドボケイト機能や潜在化している地域の近未来のクライエント層を予見したクラス（階層）へのアドボケイト機能を内在している。このように総合相談機能と活動拠点機能をあわせもつことで、高齢期全般の様々なニーズに対応できる。

2) ZP 事業の運営主体と地域特性

ZP 事業の特徴の二つ目が、福祉団体に所属するソーシャルワーカーによる地域特性をふまえた事業運営にある。ZP 事業は、D 市内 10 行政区の全 32 か所（2014 年時点）に整備されており、運営主体のほとんどを、以下のようにディアコニーやカリタスといった福祉団体が担う。

10) 出所：Landeshauptstadt Düsseldorf Amt für soziale Sicherung und Integration 発行の zentrum plus gemeinsam aktiv für das Alter, 2014 資料より。

運営主体：ディアコニー：9か所、カリタス：8か所、AWO (Arbeitewohlfahrt) : 8か所、ドイツ赤十字：4か所、Kaiserswerther・ディアコニー：1か所、Stiftung Angermund：1か所、ASB (Arbeiter Samariter Bund) : 1か所

また、ZP事業の内容は、D市内全域で統一されたものではなく、地域特性をふまえ、多様である。例えば、事業の運営の実施状況について、第7行政区(2箇所)と第3行政区(4箇所)を取り上げて図3にまとめた。図3には、地区名、開催曜日・時間、夜間・土日開所の有無、そして運営主体を示している。図3からわかるように、行政区によってZP事業の運営主体、実施箇所数が異なるほか、同一の行政区であっても開催曜日や時間が異なる。

図3 ZPの実施概況

行政区	地区名	開催曜日・時間	夜間・土日開所の有無	運営主体
7	Gerresheim ゲレスハイム	月曜から金曜：9時半から17時	なし	ディアコニー
7	Ludenberg ルデンベルク	月・金曜：10時から12時、火・水曜：10時から17時、木曜：10時から14時 ※ほかにもう1か所あり	なし	AWO
3	Bilk ビルク	月・水曜：9時から17時 火・木曜：9時から13時 金曜：9時から12時半	あり	カリタス
3	Oberbilk オーバービルク	月曜から金曜：8時半から17時	あり	カリタス
3	Friedrichstadt フリードリッヒシュタット	月曜から金曜：10時から17時	あり	ドイツ赤十字
3	Unterbilk ウンタービルク	月曜から金曜：10時から17時	あり	AWO

出所：Der Treffpunkt in Stadtteil für Ältere und Junggebliebene zentrum plus, Landeshauptstadt Düsseldorf 2014 より筆者作成。

さらに、図4には、同市内において高齢化が進展しているとされるゲレスハイム地区と日本人が多く居住するオーバーカッセル地区を比較してプログラム内容を整理した。

図中の左には、両地区に共通する項目をあげている。両地区に共通する事業内容は、語学、文学・芸術、パソコン、健康・ゲーム、相談、文化、食事、旅行と事業目的にあるように多様である。ただ、具体的なプログラム内容や曜日・時間は先の実施状況と同じく地区によって異なり、しかも高齢化や人口構成など地域特性をふまえている。

例えば、ゲレスハイム地区では高齢化の進展という地域特性から「相談」プログラムとして、認知症カフェ、認知症ラウンドテーブルのほか、様々なセルフヘルプグループの活動が特徴的である。一方、オーバーカッセル地区では日本人が多く居住するという地域特性から「文化」プログラムとして、在独日本人組織の「竹(TAKE)」グループのように多文化共生を意識した活動がみられる。これは、

いずれもソーシャルワーカーが関与しているプログラムである。このように ZP 事業のプログラム内容は、ある程度の共通性と地域固有の特徴で構成されている。

図4 ZP 事業のプログラム内容の共通性と地域特性

共通	ゲレスハイム地区		オーバーカッセル地区	
	曜日・時間	プログラム内容	プログラム内容	曜日・時間
語学	火曜 19:00	・英会話	・英語コース ・フランス語 ・英会話サークル	月・火曜 9:30～11:00 月曜 10:30～12:00 金曜 9:45～11:00
文学芸術	水曜 11:15 9/11 18:00	・デュッセル・アコーデオン ・文学サークルほか	・子供と高齢者の世代間芸術経験 ・文学コーヒーブレイバックシアター	月曜 14:30～16:00(9月15日) 第二次曜 15:00(9月9日) 第二次曜 20:00
パソコン	月・火・水・木曜 14:00	・インターネットカフェ	・パソコン基礎 ・パソコン応用 ・インターネット	月・水曜 15:30～17:00 金曜 10:00～11:30 火曜 10:00～11:30
健康・ゲーム	月・火曜 9:45 水曜 8:30 火曜 19:00	・バランス・トレーニング ・ウォーキング ・チェス愛好会	・ヨガ ・軽体操 ・座位体操 ・スクエアダンス ・高齢者スポーツ ・カードゲーム	月曜 17:00～18:00・18:15～19:15 木曜 9:15～10:15・10:30～11:30 木曜 13:00～14:00・14:00～15:00 木曜 19:00(毎月第1・3・5週) 火曜 9:30～11:30 月曜 14:00～16:30
相談	第1・2・3火曜 14:30 不定期 第2水曜 19:00 木曜 18:30 木曜 19:00	・認知症カフェ(相談会を含む) ・認知症ラウンドテーブル ・乳がんセルフヘルプグループ ・パーキンソン病セルフヘルプグループ ・脳卒中セルフヘルプグループ	・認知症カフェ ・相談援助と税と権利 ・相談:警察と高齢者審議会	月曜 14:00～17:00 木曜 15:00～17:00(9月18日) 第3水曜 15:00～16:00
文化	毎月金曜 10:00～12:00 第1月曜	・文化ネットワーク・ビューロー ・フォト・アトリエ	・日本人学校生徒の訪問 ・竹(TAKE)グループと談話	水曜 10:00～11:00(9月10日) 15:30から
食事	水曜 10:00～12:00	「地区住民朝食会」	「地区住民朝食会」	第1火曜 9:00～11:00(有料)
旅行	9/1 10:00 9/3 10:00 9/10 17:00	・写真グループほか ・「ゲレスハイム地区老人の日」 ・男性料理教室ほか	・ハイデ方面小旅行	9時中央駅発(9月7日)

出所: Der Treffpunkt in Stadtteil für Ältere und Junggebliebene zentrum plus, Landeshauptstadt Düsseldorf 2014 より筆者作成。

(3) 高齢期の3つの入口と主体としての高齢者

これまで述べたように ZP 事業の機能と地域特性をふまえた事業プログラムは、数十年に及ぶ高齢期にどういった影響を与えるのか。高齢期を3つの入口に便宜的にわけて設定し、主体性に着目して述べることにする。

1) 高齢期の3つの入口と価値を巡る課題

高齢期という人生後半期は60歳代から100歳代まで長期に及ぶ。そこで、高齢期を3つの入口¹¹⁾に便宜的にわけて設定し、相互の関連を考える。

まず、高齢期の入口の1つは、定年退職など職業生活から年金生活に完全に移行する時期である（以下、「年金生活開始期」とする）¹²⁾。2つ目は、地域活動や趣味などの継続が心身の不調により段階的に困難になり、福祉・医療の在宅サービス利用を始める時期である（以下、「要支援状態期」とする）。3つ目は、福祉・医療の在宅サービス利用が顕著になり、または福祉・医療施設の入所・入院が必要な時期である（以下、「要介護状態期」とする）。

以上のように、高齢期の入口を「年金生活開始期」「要支援状態期」「要介護状態期」の3つに分けて設定した場合、ZP事業とソーシャルワーカー実践を関連づける最大の特徴は何か。それは、図5に示しているように、「年金生活開始期」の高齢者とソーシャルワーカーが接点（コンタクト）をもつことである。

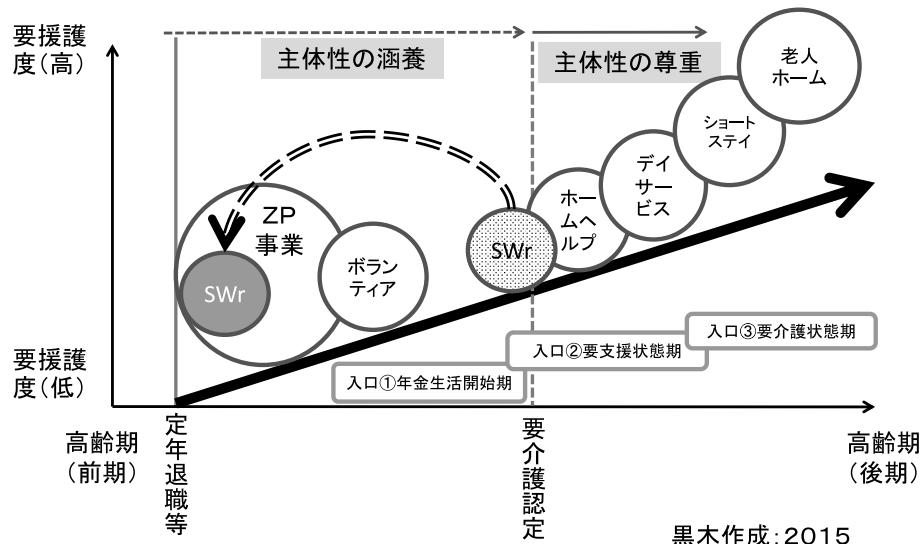
従来、ソーシャルワーカーは、「要支援状態期」と「要介護状態期」といった心身の状態の変化した高齢者と出会う場合が多く、しかも、他のサービス機関や専門職から対象者を引き継ぐことも少なくなかった。例えば、「要支援状態期」から接点を持つ場合、ソーシャルワーカーは高齢者のニーズに応じて心身の不調による日常生活の支援、デイサービスなど部分的な施設サービス利用の支援に専心する。そのため、「年金生活開始期」以降の暮らしぶりや社会関係の重要性を理解しつつも、周辺情報として認識するにとどめてしまう懸念がある。また、「要介護状態期」から接点を持つ場合、認知症などコミュニケーションの困難さも加わり、日常生活の支援やサービス利用の必要性の認識がより強化される。そのため、「年金生活開始期」以降の暮らしぶりや社会関係の重要性は、理念的な価値として潜在化することも少なくない。また、本人の明確な意思を直接確認できないまま、家族や他専門職の間接的な情報を頼りに不確かなる根拠による判断も懸念される。

以上、従来のように「要支援状態期」や「要介護状態期」の高齢者と出会う場合、ソーシャルワーカーは主体性の尊重を価値にうたいながら、当面必要な支援のための状態・状況の認識に専心し、価値に関して不確実な判断せざるを得なかつた。このことは、個の尊重など福祉価値と対象の認識がかみ合わず、自らの専門職業の価値判断に確信を持てないまま実践することにつながりかねない課題を内包していた。

11) 「入口」という概念は、『2012 京都文書』京都式認知症ケアを考えるつどい実行委員会が参考になる。同文書では、認知症の疾病観をかえるためには「出会いのポイントを前に倒す必要がある」とし、かつ「入口問題」とは何かを規定している。本論では、ここで規定された入口問題を参考に、ZP事業に関する現地調査の結果の考察に際して独自に3つの入口を設定した。

12) 「年金生活開始期」は、心身の健康状態をはじめ、経済状況、就労環境など複数のことが関連するため個別性が極めて高い。ただ、それでも社会生活では職業生活から完全に離れ、高齢期の収入を年金中心に移行する時期との考えから設定した。

図5 高齢期の3つの入口とサービス関係



2) 主体性の涵養から主体性の尊重へ

ZP事業のようにソーシャルワーカーが「年金生活開始期」に高齢者と出会う場合、ZP事業の各種プログラムの紹介にとどまるだけでなく、地域特性に応じてどのように社会関係を形成するかが課題になる。

例えば、ゲレスハイム地区のソーシャルワーカーは、高齢化の進展をふまえ、認知症対策を重視している。この方針に基づき、ソーシャルワーカーは、認知症の人を理解するための講座をZPの場で実施するほか、銀行など地域に出向いて説明を実施した。一方で、ソーシャルワーカーはZPを拠点に認知症の人と介護者のための認知症カフェの運営をボランティアとともにに行っている。こういった活動によって高齢者は、認知症の人を理解する学習機会の提供、さらに認知症の学びをいかしたい人の活動機会の提供、そして認知症の人が介護保険制度以外の場で集えるインフォーマルなサービスの理解の機会といった異なる目的を一体的に経験できる。特に、学んだことをいかせる場の設定は、主体としての高齢者を緩やかに養い育てる、いわば主体性の涵養ともいえる新たな価値を醸成する。主体性の涵養は、高齢者が介護保険制度を利用する前に、介護保険制度以外のインフォーマルなサービスに自分が関与する経験になり、主体性を尊重したサービスの重要さを自ら学ぶ経験に結びつく（図5）。

また、ソーシャルワーカーがZP事業に関与することで価値を基盤にした実践の認識の強化につながる。ソーシャルワーカーは、主体性の涵養に自ら関わる経験を経て、高齢者の経年的な生活の変化を認識する。こういった経年的な変化の認識は、適切なタイミングで主体性を尊重した支援の必要性を論理的に説明する根拠になる。それは、後述する単身の認知症高齢者の危機介入事例が示すように、高齢者の社会関係に着目した危機的状況の回避または予防につながる。

3) ZP 事業利用者へのアドボカシー事例～単身の認知症高齢者へのソーシャルワーク実践

研究協力者のソーシャルワーカーが、ZP 事業のあるべき姿をよくあらわしているという実践事例を紹介する。それは、ZP 事業を利用していた単身の高齢女性の認知症に伴う危機的状況への介入実践である。

・本事例のソーシャルワーカーについて

本事例の提供に研究協力したソーシャルワーカーの属性を紹介する。ソーシャルワーカーは、ディアコニーの所属で、老人ホーム勤務を経て、ゲレスハイム地区 ZP 事業の現職に至っている。また、ソーシャルワーカーは、市内でも高齢化が進むゲレスハイム地区で、認知症支援ネットワークの構築の中核を担い、認知症重点対策のコーディネイターの肩書を有する。

その他、デュッセルドルフ市の第7地区協議会委員で、第7行政区で12年前から『老人の日』を設定し、行政、福祉団体を含む介護事業者のほか、旅行会社、スポーツ団体、健康団体、福祉用具会社、葬儀会社が一同に会する催事を主宰する。また、近年では、地域の中の情報共有を強化するプロジェクトとして認知症ラウンドテーブルを創設し、山積する地域の問題を話し合う場を設けている。

・実践事例の概要について

ソーシャルワーカーは、ZP 事業利用者の A さん（女性・70代・単身）の認知症に伴う危機的状況に介入し、ソーシャルワーク実践を行った。A さんは、ゲレスハイム地区で長く商売していたこともあり、地区内でよく知られた人物だった。ただ、ソーシャルワーカーは女性の支援を通じてプライベートなネットワークがあつても自然発生的な支援に至らなかつた、と当時を振り返る。

さて、ソーシャルワーク実践は、A さんが未払いの大量の請求書を ZP に持ち込んでくることからはじまった。ソーシャルワーカーは、この状況を危機的状況と捉え、介入をはじめた。ソーシャルワーカーは、危機介入に際して、A さんをアドボケイトするボランティアとの協働を重視し、ボランティアに A さんの支援を依頼し、定期的に会合を重ねた。本事例の場合、アドボケイトを託されたボランティアの集中的な関与が貢献し、未払金などの処理が迅速に行われ、危機的状況を乗りこえることができた。

また、ソーシャルワーカーは自身の実践を振り返り、ソーシャルワーカーにはどういったサービスが、どのように動いているか、ケースに関する全体状況を把握するマネジメントが重要と述べている。具体的には、ソーシャルワーカーは、様々な社会資源との協働をマネジメントした。例えば、A さんの近隣に住む ZP 事業利用者に相談し、ZP 参加の誘いと同行を依頼するなど ZP 事業の利用の継続にむけた調整を実施した。また、週末の食事と水分確保を目的に地区内のレストランに交渉し、A さんの支払うべき代金を月末に一括して支払うことの合意を取り付けた。こういった支援は、一見的なレストラン利用とは異なり、来店の有無や食事状況などレストラン関係者による見守りにもつながる。

ソーシャルワーカーは、こういった実践から 2 つの重要な気づきがあったと述べる。一つは、将来的には地区の小売店の協力を得て、高齢者の問題に気づいた場合に ZP のソーシャルワーカーに連絡

する体制の制度化、ネットワーク化である。もう一つは、ローカルなコミュニティに根差しているソーシャルワーカーでないと地域住民が話しかけてこないし、協力が得られない点である。この2つの点は、ZP事業の今後の制度的展開とソーシャルワーカーの資質に関わる内省を示している。

なお、ソーシャルワーカーは、本事例選定の理由を次のように述べている。一つは、ZP事業のあるべき機能の先例であり、こういった実践事例の積み重ねが重要であること。二つ目は、こういった実践事例をデュッセルドルフ市とディアコニー・デュッセルドルフの幹部に強く伝える必要性があること。その上で、ソーシャルワーカーは、本実践から自身がやるべきことが見えてきたとし、「認知症ラウンドテーブル」と称する新たなプログラムを立案、実施している。

6. 考察

以上、デュッセルドルフ市の高齢者総合相談・活動拠点事業における福祉団体ディアコニー及びディアコニー所属のソーシャルワーカーによる認知症高齢者の実践事例を述べてきた。本事例研究のまとめに際して、価値の類型化（平塚：2004）に関する先行研究を援用しながら、ソーシャルワーク実践における統合的思考の意義を考察する。

ドイツの社会福祉システムの特徴であり、価値重視のソーシャルワーク実践に重要なかつ不可欠なのが6福祉団体である。福祉団体は、外在的文化的価値体系と内在的価値体系のパラレルな関係の要といえる。

まず、福祉団体と外在的文化的価値体系について、集団的価値と社会的価値の関係に着目する。集団的価値は日本の社会福祉法人同様、福祉団体が社会福祉サービス機関として「集合的に機能する価値」をいう。一方、社会的価値は「社会福祉をはじめとするヒューマン・サービス制度全体の基本的なあり方を方向づける価値」とされる。福祉団体の場合、集団的価値が法律上の優先性から制度全体の方向性、すなわち社会的価値に影響を及ぼす。言い換えれば、福祉団体は、高齢者福祉事業を通じて、制度のあるべき方向性に資する実践の責任を担う。つまり、福祉団体は、集団的価値と社会的価値の双方にかかわりソーシャルワーク実践を下支えしている。

次に、ソーシャルワーカーと内在的価値体系について、福祉価値と専門職業の価値の関係に着目する。両価値の関係は、「福祉価値が濾過された目的的手段的価値」を専門職業の価値とする見解にあらわれている。ソーシャルワーカーの場合、福祉価値は実践を通じて実現を目指す価値の中核であり、専門職業の価値と相互に関連しあう。本事例の場合、ソーシャルワーカーは、ZP事業の鍵概念「社会的コンタクト」の実現を目指し、事業に関わる高齢者の主体性の涵養を図ると共に、要援護高齢者の主体性を尊重する。具体的には、事業利用者であった高齢女性の社会関係の重要性を認識し、ボランティアや住民が認知症発症後の危機的状況に関与するよう働きかける。そして、ソーシャルワーカーは本実践を通じて、今後の認知症高齢者施策の手がかりを得ている。つまり、ソーシャルワーカーは、福祉価値と専門職業の価値を相互に関連させ、ソーシャルワーク実践を駆動させることで制度・政策のあるべき方向性を提起している。

以上のように、福祉団体が提起する制度・政策のあるべき方向性は、ソーシャルワーク実践で明らかになったアドボケイトに資する制度的環境と関連している。しかし、6福祉団体は、集団的価値と社会的価値を媒介する外在的文化的価値体系の要でありながら課題も内在する。それは、成り立ちの歴史や規模の異なる6つの福祉団体が相互の利害を超えるか、福祉価値の希求で一致できるかである。福祉団体の社会的影響力を考えれば、福祉価値の実現で一致できるかは大きな課題である。そして、この課題は、パラレルに福祉価値の実現を目指すソーシャルワーカーの専門職業の価値、すなわち内在的価値体系に関係する。ソーシャルワーカーは、所属機関である福祉団体の利害にとらわれることなく、あるべき社会の方向性、所属機関の使命を背負う。それは、アドボケイトに資する制度・政策を提起できるか否かに関連する諸価値を全体的、統一的に内省できるかに関わる。こういった社会福祉サービス機関とソーシャルワーカーの価値をめぐる緊張関係こそ、ドイツの社会福祉システムの質を保証しているといえよう。

まとめ

ソーシャルワーク実践における価値の統合的思考は、ソーシャルワーカーの所属機関に課された本質的で理念的な価値の実現をはかる社会的責任及び専門職としてソーシャルワーカーに課された理想的実現に向けた社会的責任の双方を含む内省と言い換えることができる。その意義は、ソーシャルワーカーが一個の事例を価値重視の視点で対象として捉え、その問題解決にむけて実践し内省する過程で、個人及び地域に有益な制度・政策を俯瞰的に認識することにある。

こういった実践に基づく制度・政策のあるべき方向性の認識は、特定の社会福祉サービス機関の利害を超えた新たな価値の創造につながり、福祉の最大化へと社会を導いていく社会福祉の使命を示すことに通じる。

おわりに

日本の社会福祉法人においても、実践に依拠した実績をもって制度・政策に影響を与えてきた歴史を有することを承知している。しかし、残念ながら、その存在をもってしても、日本の社会福祉法人及びソーシャルワーカーが確固たる存在感を示すには至っていない。

そこで、本論では、実践と制度・政策を俯瞰する価値の統合的思考の意義を、ドイツの福祉システムを事例に提起した。ただ、本論の課題は、ドイツの福祉団体のソーシャルワーク実践に依拠しているとはいえ、特定の条件つきの考察という点で解釈上の限界を有する。よって、今後とも実践事例の収集に努力していきたい。

謝辞

本論は、独立行政法人日本学術振興会およびDAAD（ドイツ）との二国間交流事業・共同研究「認知症高齢者と地域ケア～日独比較研究」の成果の一部である。ご支援とご理解に感謝申し上げる。

引　用　文　献

- ・岡村重夫（1968）「社会福祉方法論の体系化をめざして」『精神医学ソーシャルワーク』第3巻第2号、1-10.
- ・L.C.Johnson & S.J.Yanca (2000), Social Work Practice: A Generalist Approach, 7th ed. (邦訳: 山辺朗子・岩間伸之 (2004) 『ジェネラリスト・ソーシャルワーク』ミネルヴァ書房、56-73.)
- ・岡本民夫（1997）「社会福祉における方法と技術—その方法論をめぐる課題」『評論・社会科学』同志社大学人文学会編、57巻、49-64.
- ・秋山智久・平塚良子著（2004）『人間福祉の哲学』ミネルヴァ書房、72-73、78-94.
- ・倉田聰、仲村優一・一番ヶ瀬康子編（2000）『世界の社会福祉8 ドイツ・オランダ』旬報社、31-47.
- ・臼井英之、仲村優一・一番ヶ瀬康子編（2000）『世界の社会福祉8 ドイツ・オランダ』旬報社、61-77.
- ・本沢巳代子（1996）『公的介護保険—ドイツの先例に学ぶ』日本評論社、24-25.
- ・豊田謙二（2011）『一人ひとりの社会福祉』ナカニシヤ出版、49-58.
- ・Diakonie Düsseldorf, Zenrum plus 2014 Programm" GERRESHEIM.
- ・Diakonie Düsseldorf, Zenrum plus 2014 Programm OBERKASSEL.

参　考　文　献

- ・『2012 京都文書』京都式認知症ケアを考えるつどい実行委員会（2012）、2-13.